

※見舞金請求期間は、交通事故に遭った日から一年以内です。
 ※交通事故に遭ったときは、すぐに警察に届けましょう。

こんな場合も 見舞金の支給対象となります

○歩行中に、自転車に追突され通院したとき。
 ○自転車に乗車していて、けがをしたとき。

見舞金の支給基準と金額は・・・

等級	傷害の程度	金額
1等級	死亡の場合	100万円
2等級	実日数入院治療期間9カ月以上	50万円
3等級	実日数入院治療期間6カ月以上	40万円
4等級	実日数治療期間6カ月以上	24万円
5等級	実日数治療期間5カ月以上	20万円
6等級	実日数治療期間4カ月以上	16万円
7等級	実日数治療期間3カ月以上	12万円
8等級	実日数治療期間2カ月以上	8万円
9等級	実日数治療期間1カ月以上	5万円
10等級	実日数治療期間2週間以上	3万円
11等級	実日数治療期間1週間以上	2万円
12等級	実日数治療期間1週間未満	1万円

※実日数治療期間とは、入院・通院または往診に要した日数をいいます。

※事故内容によって共済運営委員会の決定により、減額して支給される場合があります。

※無免許・酒気帯び運転者の場合等は、共済見舞金が支払われません。

問い合わせ先

交通市民生活係 ☎(23)6111番 (内線2124)

みんなで追放!!

飲酒運転



■厳罰！飲酒運転

飲酒運転は事故を起こさなくても、免許停止または免許取り消し、および懲役または罰金になります。

また、飲酒運転の呼気検査を拒否したり、妨害したりすると懲役または罰金となります。

■飲んだ人に運転させない

自分が飲酒運転をしなくても、運転者に飲酒運転をそののかしたり、飲酒運転を行うことを認識しながら車両を貸したり、酒類を提供する行為等があった場合は、飲酒運転の共犯として運転者と同様に刑事責任を問われることがあります。

■宵越しの落とし穴

夜遅くまで深酒をした場合、二日酔い症状を感じなくても、アルコールが体内に残っていることもあり、そのままハンドルを握れば「酒気帯び運転」になりかねません。

翌朝のことを考えお酒を早めに切り上げて、睡眠時間を十分とりましょう。

交通事故でトラブルを抱えてしまったときは

《市民相談》

場 所 市役所第2庁舎市民相談室
 日 時 月曜日～金曜日 10:00～17:00
 (祝日・年末年始を除く)

料 金 無 料
 受 付 来庁および電話にて受け付けします。

《弁護士無料法律相談》

場 所 市役所第2庁舎市民相談室
 日 時 毎月第4金曜日 10:00～16:00
 (7月は第3金曜日・12月は実施されません)

料 金 無 料
 申 込 先 市民相談室に電話申し込みが必要。定員(10名)になり次第締め切ります。

市民相談室 ☎23-6111番 (内線2441)